

平成 2 7 年 第 2 回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 平成27年第2回教育委員会定例会議事日程

平成27年2月27日（金）

午後1時30分 開会

多賀城市役所3階 第二委員会室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第5号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

議案第6号 仙台地区教科用図書採択協議会規約について

臨時代理事務報告第1号 平成27年度多賀城市一般会計予算に対する意見について

臨時代理事務報告第2号 平成26年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

平成27年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ☆教育総務課関係

1月30日、「平成26年度宮城県市町村教育委員会協議会教育委員・教育長研修会」が仙台市内で開催され、浅野委員長と今野委員が出席いたしました。

2月4日、「平成26年度多賀城市教育功績者等表彰式」を開催し、個人20名と4団体の方々に表彰状を授与いたしました。

2月13日、第1回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案のとおり可決しました。

2月12日から3月10日まで27日間の会期で「平成27年市議会第1回定例会」が開催され、教育委員会関係の議案では、先月の定例会で可決しました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「平成26年度一般会計補正予算（第7号）」について、原案のとおり可決されました。また、本日、臨時代理事務報告で提案しております「平成27年度一般会計予算」については、現在、予算特別委員会で審議しております。

一般質問については、2月23日と24日の両日に行われ、教育委員会関係の質問者は3名でした。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

### ☆学校教育課関係

2月6日、「平成26年度教育研究論文表彰式及び学校運営研修会」を開催し、市内小・中学校から応募のあった16点の論文の中から、内容が特に優れている2点を優秀賞及び奨励賞として表彰しております。表彰式後、受賞論文の発表を行いました。

また、引き続き行われた「学校運営研修会」では、3校の実践研究に関する成果発表を行いました。

小・中学校のインフルエンザは、1月中旬から流行が始まり、1月19日から2月13日までの期間に、小学校4校17学級で2日間から4日間の学級閉鎖措置を行っております。現在、学級閉鎖を行なっている学校はありませんが、今後もうがいや手洗いの励行等、予防策の徹底を指導してまいります。

### ☆生涯学習課関係

2月7日、「多賀城ライオンズクラブ杯第11回フットサル大会」が総合体育館で開催され、35チームから316人の参加がありました。

同日、生涯学習100年構想実践委員会が主催する「ゆめ大会」が東北歴史博物館において開催され、市内10校の児童生徒が将来の夢について意見発表を行いました。

2月15日、「スポーツ活動研修会」を総合体育館で開催し、各地区のスポーツ振興員やスポーツ活動の実践者等47名が傷の手当てに関する基礎知識とテーピングの学習を行いました。

☆文化財課関係

2月20日、「多賀城八幡小学校3年生の総合的な学習の時間」において、今年度第6回目の鹿踊練習会が行われました。これは、鹿踊保存会の指導のもと、平成26年9月26日から毎月実施され、児童50名が市内唯一の民俗芸能に触れ、体験することができました。

平成27年2月27日提出

多賀城市教育委員会  
教育長 菊地 昭吾

議案第5号

多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

このことについて、下記のとおり任命する。

記

| 種別 | 発 令 年 月     | 氏 名     | 現 職             |
|----|-------------|---------|-----------------|
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 天 野 和 彦 | 東北学院大学准教授       |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 星 由華里   | 看護専門学校非常勤講師     |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 阿 部 福 次 | 多賀城市体育協会会長      |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 内 海 啓 二 | 多賀城市民スポーツクラブ事務局 |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 海 銚 貞次郎 | 多賀城市スポーツ少年団本部長  |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 木 島 美智子 | 第二中学校長          |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 岩 渕 央 子 | 多賀城中学校保健体育教諭    |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 大 塚 克 己 | ペタンク協会会長        |
| 任命 | 平成27年 3月 1日 | 和 泉 匡 倫 | 健康スポーツ指導者       |

平成27年2月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第6号

仙台地区教科用図書採択協議会規約について

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182条）第13条の規定により、規約を定める場合は、関係市町村教育委員会の承認が必要となるため、別紙のとおり決定する。

平成27年2月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

# 仙台地区教科用図書採択協議会規約

## 第一章 総 則

### (目的)

第一条 この採択協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、仙台教育事務所管内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

### (名称)

第二条 協議会は、仙台地区教科用図書採択協議会という。

### (協議会を設ける市町村の教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会(以下「関係市町村教育委員会」という。)が、これを設ける。

- 一 塩竈市教育委員会
- 二 名取市教育委員会
- 三 亘理町教育委員会
- 四 山元町教育委員会
- 五 岩沼市教育委員会
- 六 松島町教育委員会
- 七 多賀城市教育委員会
- 八 七ヶ浜町教育委員会
- 九 利府町教育委員会
- 十 大和町教育委員会
- 十一 大郷町教育委員会
- 十二 富谷町教育委員会
- 十三 大衡村教育委員会

## 第二章 組 織

### (組織)

第四条 協議会は、委員16人をもって組織する。

### (委員)

第五条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 関係市町村教育委員会の教育長
  - 二 教科書の採択に直接利害関係を有しない者
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第六条 協議会に会長及び副会長各1名並びに監事2名の役員を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 役員任期は、1年とする。ただし、任期の途中で役員が交代した場合における後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第七条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

### 第三章 会 議

#### (会議の招集)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

#### (会議の運営)

第九条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

#### (教科用図書の選定の方法)

第十条 教科用図書の選定は、各教育委員会が採択を希望した数及び第十二条第3項の報告及び宮城県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

#### (選定した教科用図書の通知)

第十一条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を通知するものとする。

### 第四章 専門委員

第十二条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、専門委員を置く。

- 2 専門委員は、学校の校長及び教員の内から、協議会が委嘱する。
- 3 専門委員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会に報告する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

### 第五章 議事録及び資料の公表

第十三条 協議会の会議の議事録及び前条第3項の資料については、関係市町村教育委員会において教科用図書を採択した後、公表する。

### 第六章 経費の支弁の方法

第十四条 協議会に要する費用は、仙台地区各種団体負担金適正化会議で決定した額について、関係市町村が負担する。

### 附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。



## 臨時代理事務報告第1号

平成27年度多賀城市一般会計予算に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたが、平成26年2月3日臨時代理により別紙のとおり回答したので報告する。

平成27年2月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教 総 第 1 1 5 7 号  
平 成 2 7 年 2 月 3 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市教育委員



平成27年度多賀城市一般会計予算に対する意見に  
ついて（回答）

平成27年2月3日付け市公第1205号で意見を求められた  
このことについては、異議ありません。

|    |        |
|----|--------|
| 担当 | 教育総務課  |
| 内線 | 512 伊東 |

臨時代理事務報告第2号

平成26年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について  
このことについて、平成27年2月3日臨時代理により別紙のとおり  
決定したので報告する。

平成27年2月27日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾